

兵庫県公報

平成20年 5月30日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則(警察本部交通指導課)	1
公安委員会規則 指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行った場合に当該指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則	2

公布された法令のあらまし

- 違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則(規則第51号)
警察署長等が違法駐車車両の移動を行った場合の負担金の額の適正化を図る等所要の整備を行うこととした。
- 指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行った場合に当該指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則(公安委員会規則第7号)
道路交通法の一部改正により、指定車両移動保管機関に関する規定が廃止されることに伴い、指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行った場合に当該指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止することとした。

規 則

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県規則第51号

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則(昭和47年兵庫県規則第78号)の一部を次のように改正する。

本則中「第51条第15項」を「第51条第16項」に改める。

別表自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)及び重被牽引車の款を次のように改める。

自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)及び重被牽引車のうち、車両重量が2,000キログラム未満のもの	1台につき 14,000円
--	---------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年 6月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額については、改正後の違法駐車車両の移動を行った場合に負担金として納付すべき金額を定める規則の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

公 安 委 員 会 規 則

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つた場合に当該指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年 5月30日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第 7 号

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つた場合に当該指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つた場合に当該指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和63年兵庫県公安委員会規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 6月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、指定車両移動保管機関であった法人が、現に移動し、又は保管している車両に係る負担金については、旧指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つた場合に当該指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。